

臨時休園となった場合等（新型コロナウイルス感染症対応）BCP計画(事業継続計画)

園児・職員等感染者がでた場合、練馬区保健所*2管轄行政機関*1の指示に従う(練馬区ガイドラインフォローチャートに従う)

練馬区保健所の指示により、園内消毒

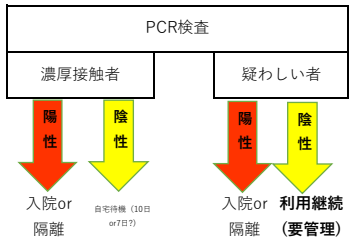
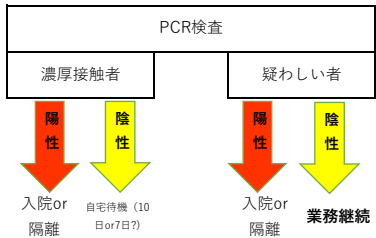
行政の指示で臨時休園となった場合(原則陽性者判明翌営業日より2日間休園)

同一法人内施設職員に支援を求める

職員

園児

対応



・行政の指示に従うと共に必要に応じて危機管理サービスへ連絡*3
 ・緊急連絡メールにて保護者へ周知
 ・電話対応について協議
 ・BCP実行チーム発足(業務継続可能職員にて)

- *1 練馬区保育課看護指導担当係 03-5984-1423 (平日8:30~17:15)
 保育課休日・夜間連絡専用受付 ①090-6501-7906
 ②080-4812-2735
- *2 練馬区保健所 03-5984-4761 (平日9:00-17:00)
 土日祝・夜間 03-5320-4592
- *3 アイギス 0120-212-709 (24時間365日対応、危機管理対応窓口)

BCP実行チーム

- 【保育園再開に向けて】
- ・自宅待機者の経過のフォローアップ
 - ・業務継続可能な職員でのシフト作成
 - ・給食材料等仕入業者への説明と供給再開のお願い
 - ・感染予防対策の再構築
 - ・園児受入方針の整備
- ・保護者への経過説明と再開にあたり不安事項等に対応
 - ・引き続き職員の健康観察
 - ・退院後、自宅待機後の職員復職にあたり配慮
 - ・隔離中健康な職員へ在宅勤務検討
 - ・オンライン保育(動画配信・zoomでの育児相談・研修)継続

他認可保育園にて保育、もしくはベビーシッター(東京都支援事業)利用等、保健所・区保育課と協議の上決定

- 【報告すべき事項】
- ・施設名、報告者氏名
 - ・対象者について(園児or職員、クラス等)
 - ・状況(PCR検査陽性、PCR検査結果待ち、濃厚接触者等)
 - ・対象者の最終登園日・出勤日
 - ・これまでの経過
- *業務手順書に沿って「連絡票」記載の上提出

- ・練馬区保健所*2管轄行政機関*1と協議の上、開園時期を決定。
 - ・感染防止対策を徹底したうえで、少人数・短時間から開始。
 - ・消毒の徹底、食事、トイレ時の衛生、3密の回避。換気の徹底。
 - ・給食は、調理員の確保が出来てから開始。それまでは、弁当持参。
 - ・配置基準以上の保育士が必要。
 - ・引き続き職員、園児の検温、健康観察の徹底
- ・少人数グループでの保育。0~1歳は担当制導入強化により感染拡大リスクを抑える。しばらく合同保育不可。
 - ・屋上、園庭、テラスの有効活用。
 - ・保護者、地域からの信頼回復の為に更なる情報発信。
 - ・管轄行政機関の指導のもと再発防止策の徹底

- 緊急対応責任者：
- ①高橋(園長)
 - ②堀内(副園長)
 - ③松本(主任)
 - ④後藤(看護師)

その他状況に応じて管轄行政機関*1に相談などを行い、事業継続へ向けて適切な対策を取る